

千葉県旅館業衛生等管理指導指針改正（案）の概要について

1 改正理由

県では、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の衛生的取扱いについて、千葉県行政手続条例第34条の規定により旅館業者等に対し必要な行政指導を行うため、国が定める「旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）」を参考に、千葉県旅館業衛生等管理指導指針（以下「指針」という。）を定めています。

令和7年3月11日付け健生発0311第1号において「旅館業における衛生等管理要領」の改正があったことから、その改正内容に合わせ指針も改正します。

2 主な改正内容

旅館業における人手不足の状況やICTの進展を踏まえ、宿泊者の安全及び利便性の確保並びに業務の効率化の両立を図る観点から本人確認の方法等を見直しました。

（1）フロント要件の見直し

ア 現行のビデオカメラ等を用いた従業員による本人確認の他、自動チェックイン機器等による本人確認方法（顔や旅券の鮮明な画像確認、自動チェックイン状況の録画など）を追加しました。

イ 自動チェックイン機器等による本人確認を受けた者に交付した鍵が無ければ宿泊者専用区域に出入りできない構造とするなど、防犯対策について追加しました。

（2）外国人宿泊者の旅券の取扱い

日本に住所を有しない外国人の旅券の保存は、自動チェックイン機器等による電子的な保存を含むことを明確にしました。

3 施行時期

令和7年9月からの施行を予定しています。